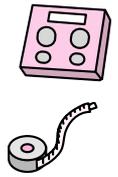


朝霞市特定健康診査等実施計画を策定しました



平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者には、40歳から74歳までの被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）および健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務づけられました。

朝霞市国民健康保険では、この特定健康診査および特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため「朝霞市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定しました。



特定健康診査とは

- 対象者** 朝霞市国民健康保険の加入者で実施年度中に40歳から74歳になる方。
- 健診項目** 問診、身体・血圧測定、脂質・肝機能・血糖・尿・腎機能検査
- 実施場所** 朝霞・和光・志木・新座市の各実施医療機関
- 対象者の方には、案内と受診券を送付します。

特定保健指導とは

- 対象者** 特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者および予備群と判定された人
- 指導内容** 特定健康診査の結果と併せて、受診者には生活習慣病に関する情報を提供します。「動機づけ支援」「積極的支援」の対象になった人に、保健師、管理栄養士などの専門家による生活習慣病改善の支援を行い、生活習慣病の発症および重症化の予防へつなげていきます。
- 実施場所** 朝霞市保健センター（健康づくり課）
- 対象の方には、案内と利用券を送付します。

計画の目標値

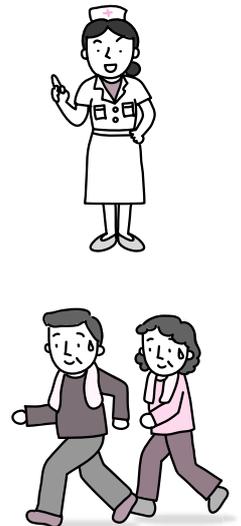
区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査受診率（または結果把握率）	40%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導実施率 ¹⁾ （または結果把握率）	15%	25%	35%	40%	45%
内臓脂肪症候群該当者数および予備群の減少率 ²⁾					10%減少

- 1 特定保健指導の実施率には、情報提供は含まれない。
2 平成20年度の目標設定時と比べた内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率

年間スケジュール

特定健康診査等の実施スケジュールについてはおおむね次のとおりです。毎年度の予定については、年度当初に当該年度分の実施詳細を決定し、広報紙等により周知を図ります。

	平成20年度				平成21年度		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
健診の案内（広報等）	←						
受診券送付	←						
健診の実施		←	→				
健診の結果通知		←	→				
保健指導の案内（利用券）		←	→				
保健指導の実施		←	→				
実績報告							←



評価および見直し

この計画によって実施された特定健康診査等については、毎年度、事業目標に係る達成状況の確認を行うとともに、実施体制、周知方法、保健指導方法などの評価と検証を行います。実施計画は市ホームページに掲載しています。

問い合わせ / 保険年金課 内線2624～6 ☎048 463 0283（直通）